

稲城市地域防災計画 (資料編)

目 次

1	条例・規則	1
1-1	稲城市防災会議条例	1
1-2	稲城市災害対策本部条例	3
1-3	稲城市災害対策本部条例施行規則	4
2	応援協定	7
2-1	他自治体等との相互応援協定	7
2-2	民間団体等との協定	9
3	防災関連資料	15
3-1	避難施設	15
3-2	危険区域内（浸水想定区域・土砂災害警戒区域）の要配慮者利用施設	18
3-3	防災備蓄倉庫	20
3-4	各施設の備蓄燃料	21
3-5	仮設住宅建設予定地	21
3-6	警報・注意報発表基準一覧	22
3-7	多摩川重要水防箇所（稲城市の区間）	23
3-8	災害救助法による救助の内容等	24
3-9	被害程度の認定基準	28

1 条例・規則

1-1 稲城市防災会議条例

稲城市防災会議条例
昭和 38 年 10 月 1 日
条例第 101 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、稲城市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 稲城市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 東京都の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 警視庁の警察官のうちから市長が任命する者
 - (3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 教育長
 - (5) 消防長及び消防団長
 - (6) 陸上自衛隊の隊員のうちから市長が任命する者
 - (7) 東京都水道局の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 稲城市女性防火クラブの会長
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (11) その他市長が防災上特に必要と認め、任命する者
- 6 前項の委員の総数は、18 人以内とする。
- 7 第 5 項第 9 号から第 11 号までに規定する委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

付則(平成 12 年条例第 17 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付則(平成 14 年条例第 31 号)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日(以下「施行の日」という。)から施行する。

2 この条例の施行の日以後この条例による改正後の条例第 3 条第 5 項第 7 号の規定により最初に任命する委員の任期については、同条第 7 項の規定にかかわらず、平成 15 年 6 月 30 日までとする。

付則(平成 25 年条例第 31 号)

(施行期日等)

1 この条例中第 1 条の規定は平成 25 年 7 月 1 日から、第 2 条の規定は公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の稲城市災害対策本部条例第 1 条の規定は、平成 24 年 6 月 27 日から適用する。

1-2 稲城市災害対策本部条例

稲城市災害対策本部条例

昭和 38 年 10 月 1 日
条例第 102 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、稲城市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第 2 条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、市規則で定める。

(職務)

第 3 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(雑則)

第 4 条 第 2 条及び第 3 条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、市規則で定める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

付則(平成 12 年条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付則(平成 25 年条例第 31 号)抄

(施行期日等)

1 この条例中第 1 条の規定は平成 25 年 7 月 1 日から、第 2 条の規定は公布の日から施行する。

1-3 稲城市災害対策本部条例施行規則

稲城市災害対策本部条例施行規則

昭和 52 年 3 月 7 日
規則第 6 号

(目的)

第 1 条 この規則は、稲城市災害対策本部条例(昭和 38 年稲城市条例第 102 号。以下「条例」という。)第 2 条第 3 項及び第 4 条の規定に基づき、稲城市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及びその所掌事務等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(本部長室の所掌事務)

第 2 条 本部長室は、次に掲げる事項について本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢及びその廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難の勧告又は指示に関すること。
- (4) 東京都、国及び関係機関に対する応援の要請に関すること。
- (5) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用に関すること。
- (6) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(本部長室の構成)

第 3 条 本部長室は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)
- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)
- (3) 災害対策本部員(以下「本部員」という。)

(副本部長)

第 4 条 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 条例第 3 条第 2 項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副市長、教育長の順序による。

(本部員)

第 5 条 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

総務部長、企画部長、市民部長、産業文化スポーツ部長、福祉部長、子ども福祉部長、都市建設部長、都市環境整備部長、病院事業管理者、市立病院事務長、議会事務局長、会計管理者、教育部長、教育指導担当部長、消防長、消防団長、総務部総務契約課長、総務部財産管理課長、企画部企画政策課長、企画部秘書広報課長、企画部財政課長、企画部 ICT 推進課長、福祉部生活福祉課長、福祉部健康課長、教育部教育総務課長、消防本部防災課長

2 前項の規定にかかわらず、本部長は、必要と認めるときは、市の職員のうちから本部員を指名することができる。

(部の設置及び分掌事務)

第 6 条 本部に次の部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 企画部
- (3) 市民部
- (4) 産業文化スポーツ部
- (5) 福祉部
- (6) 子ども福祉部
- (7) 都市建設部
- (8) 都市環境整備部

- (9) 市立病院
- (10) 議会事務局
- (11) 教育部
- (12) 消防本部
- (13) 消防団

2 前項の部の部長及び分掌事務は、別表のとおりとする。

3 第1項の部に属すべき職員は、別表中部の区分に応じてそれぞれ摘要欄に定める組織に所属する職員とし、同欄に定めのない組織の職員については、部長間で協議の上、その属すべき部を定めるものとする。

4 前項に掲げるもののほか、部の編成に関し必要な事項は、部長が定める。

(会議)

第7条 本部長は、災害対策の推進を図る必要があると認めたときは、部長会議又は本部員会議を招集することができる。

(職務権限)

第8条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき、本部の事務を処理する。

(雑則)

第9条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

付則

1 この規則は、昭和52年3月10日から施行する。

2 稲城市災害対策本部条例施行規則(昭和45年規則第4号)は、廃止する。

付則(昭和53年規則第9号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

付則(昭和55年規則第9号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

付則(昭和56年規則第4号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

付則(昭和58年規則第3号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

付則(昭和58年規則第14号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年8月1日から施行する。

付則(昭和59年規則第5号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

付則(昭和63年規則第11号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和63年5月16日から施行する。

付則(平成2年規則第24号)

この規則は、平成2年4月2日から施行する。

付則(平成3年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

付則(平成4年規則第2号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付則(平成5年規則第6号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

付則(平成 7 年規則第 4 号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付則(平成 8 年規則第 14 号)
この規則は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

付則(平成 11 年規則第 33 号)
この規則は、公布の日から施行する。

付則(平成 13 年規則第 14 号)抄
(施行期日)
1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付則(平成 18 年規則第 11 号)抄
(施行期日)
1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付則(平成 19 年規則第 9 号)抄
(施行期日)
第 1 条 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(稲城市災害対策本部条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第 6 条 改正法附則第 3 条第 1 項の規定により収入役が在職する場合においては、この規則による改正前の稲城市災害対策本部条例施行規則第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する収入役に関する部分は、なおその効力を有する。

付則(平成 20 年規則第 8 号)
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付則(平成 23 年規則第 6 号)抄
1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付則(平成 24 年規則第 18 号)
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付則(平成 25 年規則第 1 号)
この規則は、公布の日から施行する。

付則(平成 26 年規則第 19 号)
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付則(平成 31 年規則第 7 号)
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付則(令和 3 年規則第 1 号)
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付則(令和 5 年規則第 4 号)
この規則は、公布の日から施行する。

付則(令和 5 年規則第 10 号)抄
(施行期日)
第 1 条 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 6 条関係) 略

2 応援協定

2-1 他自治体等との相互応援協定

協定名	協定先	締結年月日	内容等
東京消防庁・稲城市消防相互応援協定	東京消防庁	昭和 45 年 5 月 18 日	火災等の相互応援 府中市の一部・調布市の一部・多摩市の一部(消防団を含む)
稲城市・多摩市消防団相互応援協定	多摩市消防団	昭和 51 年 6 月 1 日 (令和 3 年 4 月 1 日修正)	火災等の消防団相互応援 多摩市の連光寺・聖ヶ丘・馬引沢・諏訪の一部
東京都防災行政無線局設置等に関する協定	東京都	昭和 54 年 4 月 1 日	災害時における連絡体制の確保
稲城市消防本部と米空軍第 374 空輸団との消防相互応援協定	米空軍第 374 空輸団	昭和 60 年 1 月 23 日	火災等の相互応援 多摩サービス補助施設(稲城市内)
川崎市・稲城市消防相互応援協定	川崎市	昭和 60 年 6 月 21 日	火災等の相互応援 多摩区の一部・麻生区の一部 第 1 分団出場区域 多摩区の一部 第 5・6 分団出場区域の一部
全国青年市長会災害相互応援に関する要綱	全国青年市長会	平成 7 年 10 月 27 日	災害時における会員市の相互応援
稲城市・大空町災害時相互応援協定	大空町	平成 7 年 11 月 24 日 (平成 25 年 4 月 1 日修正)	災害時における相互応援
東京都 26 市 3 町 1 村震災時の相互応援協定	東京都 26 市 3 町 1 村	平成 8 年 3 月 1 日	災害時における相互応援
災害時における資機材等の提供に関する覚書	警視庁多摩中央警察署	平成 17 年 3 月 24 日	災害時における応急対策活動用建設資機材の提供
稲城市災害対策用無線設置に関する協定	警視庁多摩中央警察署	平成 20 年 7 月 29 日	稲城市災害対策用無線の設置及び管理
稲城市・野沢温泉村災害時等相互応援協定	野沢温泉村	平成 20 年 7 月 30 日	災害時における救護等の相互応援
新型インフルエンザ等出現時における施設等使用に関する協定	警視庁多摩中央警察署	平成 21 年 6 月 8 日 (平成 29 年 8 月 28 日修正)	新型インフルエンザ等の出現時の対応
稲城市・相馬市災害時等相互応援協定	相馬市	平成 23 年 6 月 1 日	災害時における救護等の相互応援
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成 25 年 4 月 1 日	災害時の各種情報交換に関する協定
東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定	東京都及び区市町村	令和 3 年 12 月 27 日	災害時における相互協力
稲城市・総社市災害時相互応援協定	総社市	令和 4 年 2 月 2 日	災害時における相互協力

協定名	協定先	締結年月日	内容等
水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用に関する協定	東京都	令和４年９月１日	水害時に市の地域防災計画で指定する避難場所等に住民が避難する時間的余裕がない場合、東京都の管理する都営住宅等の空き住戸を緊急避難先として使用する協定

2-2 民間団体等との協定

協定名	協定先	締結年月日	内容
災害時における米穀の供給に関する協定	稲城市米穀小売商組合	昭和 56 年 10 月 19 日	災害時における米穀の供給
災害時における食品の供給に関する協定	稲城酒販組合	昭和 60 年 4 月 20 日	災害時における食品の供給
災害時における麺類等の調達に関する協定	稲城そば商組合	平成 8 年 8 月 27 日	災害時における麺類等の供給
災害時における応急用食糧品及び日用品等の供給に関する協定	東京南農業協同組合	平成 8 年 8 月 27 日 (平成 25 年 4 月 1 日修正)	災害時における応急用食糧品及び日用品等の供給
災害時における稲城市・郵便局の協力に関する協定	多摩郵便局	平成 9 年 11 月 1 日	災害時における緊急用車両等の提供
災害時における緊急設備支援に関する協定	株式会社レスタ [®] 西東京支店	平成 10 年 1 月 5 日 (平成 25 年 7 月 1 日修正)	災害時における避難所テント設備等の提供
災害時に医療救護活動についての協定	一般社団法人稲城市医師会	平成 10 年 3 月 2 日	災害時における医療救護活動
災害時における LP ガスの供給に関する協定	一般社団法人東京都エルピ [®] ーガス協会南多摩支部稲城部会	平成 11 年 6 月 1 日 (令和 3 年 8 月 1 日修正)	災害時における LP ガスの供給
災害時の歯科医療救護活動に関する協定	公益社団法人東京都八南歯科医師会 公益社団法人東京都八南歯科医師会稲城支部	平成 12 年 3 月 27 日	災害時における歯科医療救護活動
災害救助犬の出動に関する協定	特定非営利活動法人全国災害救助犬協会	平成 15 年 12 月 1 日	災害時における災害救助犬による被災者の捜索活動
災害時における災害情報の放送に関する協定	株式会社多摩テレビ [®]	平成 16 年 10 月 20 日	災害時における災害情報等放送活動
災害時における資機材等の提供に関する覚書	稲城市総合建設業協会	平成 17 年 3 月 24 日	災害時における応急対策活動用建設資機材の提供
災害時における飲料水の供給に関する協定	サントリー食品工業株式会社 多摩川工場	平成 17 年 7 月 29 日	災害時における応急用飲料水の供給
災害救助犬の出動に関する協定	特定非営利活動法人日本救助犬協会	平成 17 年 9 月 27 日	災害時における災害救助犬による被災者の捜索活動及び被災した市民への訪問犬の訪問
災害時における指定金融機関との取り決め	株式会社みずほ銀行稲城中央支店	平成 17 年 11 月 1 日	災害時における公金の取扱等
災害時の二次避難所の運営に関する協定	社団法人平尾会ひらお苑 社団法人博愛会ケハ ウスハーモニー松葉 社団法人永明会いなぎ苑	平成 18 年 1 月 5 日	災害時の二次避難所の運営等

協定名	協定先	締結年月日	内容
災害時の二次避難所の運営に関する協定	社団法人正吉福祉会 いなぎ正吉苑やのくち正吉苑	平成 18 年 1 月 5 日 (平成 26 年 2 月 3 日修正)	災害時の二次避難所の運営等
災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	特定医療法人研精会 テンマークイン若葉台 稲城台病院	平成 18 年 1 月 5 日 (令和 4 年 8 月 1 日修正)	災害時の福祉避難所の開設等
災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社団法人正夢の会 パサージュいなぎ RUE 若葉台	平成 18 年 1 月 5 日 (令和 5 年 11 月 1 日修正)	災害時の福祉避難所の開設等
災害時における災害情報の放送に関する協定	株式会社ジエicomセ たまち	平成 18 年 12 月 18 日	災害情報等の放送活動
災害時における協力体制に関する協定	学校法人駒澤学園	平成 19 年 4 月 3 日 (令和 3 年 7 月 15 日修正)	災害が発生した場合に市民等の安全確保を図るための協力要請
災害時の動物救護の対策に関する協定	社団法人東京都獣医師会南多摩支部 稲城部会	平成 20 年 2 月 19 日	災害が発生した際における動物の保護対策及び動物救護等の協力要請
災害時における理容サービス業務の提供に関する協定	東京都理容生活衛生同業組合 南多摩支部	平成 20 年 6 月 6 日	災害時における避難所の公衆衛生向上及び住民の精神的安定を図るための理容サービス業務の提供
災害時における災害情報の収集等の協力に関する協定	稲城市アマチュア無線災害情報協力会	平成 20 年 8 月 12 日	災害時又は発生するおそれがある場合の情報収集等の協力要請
災害時等における応急対策活動に関する協定	稲城市総合建設業協会	平成 20 年 11 月 4 日	災害時における応急対策活動等の協力要請
災害時における協力体制に関する協定	学校法人日本大学	平成 21 年 12 月 24 日	災害時における緊急消防援助隊の活動拠点、災害時臨時離着陸等に係る協力体制
災害時における協力体制に関する協定	公益社団法人九段	平成 23 年 7 月 25 日 (令和 2 年 7 月 25 日更新)	災害時における緊急消防援助隊の活動拠点、災害時臨時離着陸、一時避難場所及び避難施設等に係る協力体制
災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人南多摩薬剤師会	平成 23 年 10 月 1 日	災害時における災害医療救護活動の協力要請
災害時の避難所の運営に関する協定	社会福祉法人東保育会	平成 23 年 10 月 14 日 (平成 27 年 4 月 1 日更新)	災害時の避難所の運営等
災害時における応急対策活動等への協力に関する協定	株式会社ブルーフラネット稲城	平成 23 年 12 月 6 日 (平成 30 年 1 月 10 日更新)	災害時における応急対策活動等の協力要請及びごみ・がれきの仮集積所等の貸与
災害時の緊急輸送業務に関する協定	一般社団法人東京都トラック協会 多摩支部	平成 23 年 12 月 20 日	災害時における緊急輸送業務の協力要請
災害時における食品等の供給に関する協定	大塚食品株式会社 東京支店	平成 24 年 11 月 1 日 (平成 31 年 4 月 1 日更新)	災害時における食品等の供給

協定名	協定先	締結年月日	内容
災害時におけるガソリンの供給に関する協定	キューティス株式会社	平成 24 年 12 月 1 日 (令和 3 年 4 月 1 日更新)	災害時におけるガソリンの供給
災害時における物資の供給に関する協定	株式会社三和	平成 25 年 2 月 1 日	災害時における物資の供給
災害時における市内新聞販売店との支援協力に関する協定	読売・日経新聞京王 若葉台店 朝日新聞多摩ニュータウン稲城 朝日新聞稲城販売所 産経新聞稲城販売店 毎日新聞社稲城専売所 読売新聞新百合ヶ丘サービスセンター 読売新聞 YC よみうりランド前	平成 25 年 4 月 1 日	災害時における被害情報の収集、情報伝達支援等
災害時に係る情報発信等に関する協定	LINE ヤマ株式会社	平成 25 年 4 月 15 日	災害時に係る情報発信等
災害時における応急対策活動に関する協定	日本機械工業株式会社	平成 25 年 7 月 1 日	災害時における応急対策活動
災害時における応急対策活動に関する協定	日本総合産業株式会社	平成 25 年 7 月 1 日	災害時における応急対策活動
災害時における災害時要援護者用避難自動車供給協力に関する協定	八幸自動車株式会社	平成 25 年 7 月 1 日	災害時における災害時要援護者用避難自動車供給協力
災害時における応急対策活動に関する協定	有限会社松田興業	平成 25 年 9 月 1 日	災害時における応急対策活動
災害時における地図製品等の供給に関する協定	株式会社ゼンリン	平成 25 年 10 月 1 日	災害時における地図製品等の供給
稲城市災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定	社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会	平成 25 年 12 月 6 日 (令和 3 年 4 月 1 日修正)	災害時におけるボランティアセンターの設置運営、車両や資機材等の貸与
災害時における入浴施設の供用に関する協定	株式会社よみうりランド	平成 25 年 12 月 12 日	災害時における被災者等の入浴支援
災害時における公益社団法人 東京都柔道整復師会会員の協力に関する協定	公益社団法人 東京都柔道整復師会 南多摩支部	平成 26 年 3 月 11 日	災害時における災害応急対策活動
災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定	株式会社加藤商事 株式会社調布清掃 株式会社パェックス	平成 26 年 9 月 29 日	災害時における災害廃棄物等の収集及び運搬等の協力
災害時におけるし尿の収集等の実施に関する協定	株式会社パェックス	平成 26 年 9 月 29 日	災害時におけるし尿の収集及び運搬等の協力
災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	アルフレッサ株式会社 町田支店 酒井薬品株式会社 町田営業所	平成 27 年 3 月 26 日	災害時における医薬品等の調達業務に対する協力

協定名	協定先	締結年月日	内容
	株式会社スズケン府中第二支店 東邦薬品株式会社立川・府中営業所 株式会社メディセオ町田支店	平成27年3月26日 (令和3年1月1日修正)	
災害時における車両等の供給協力に関する協定	NPO 法人全日本レッカー協会	平成27年11月12日	災害時の物品輸送、人員輸送、放置車両等の障害物除去等の応急活動に必要な車両等の供給協力
災害時における物資の供給協力に関する協定	生活協同組合コープみらい	平成28年3月23日	災害時における物資の供給
広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タワラフ・ラニング株式会社多摩総支社	平成28年11月1日	市民等を避難場所などへ避難させるための広告付避難場所等電柱看板を整備
災害時における協力体制に関する協定	総合警備保障株式会社	平成29年1月17日	災害時における避難施設等に係る協力体制
災害時における遺体安置所の施設使用等に関する協定	稲城・府中墓苑組合	平成29年3月13日	災害時における遺体安置所の施設の一部を遺体の検視、検案、安置、遺留品の保管及び遺体の遺族への引渡し場所として提供
災害時における応急活動の協力に関する協定	一般社団法人東京都自動車整備振興会 調布多摩川支部	平成29年5月12日	災害時における障害物の除去、緊急自動車の整備、オープンスペースの提供及び運転者を含む搬送車両の供給並びに物資搬送の協力
災害時における応急活動の協力に関する協定 災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	特定非営利活動法人 クライシスマップ・ーズ・ジャパン	平成29年7月26日	無人航空機(ドローン)による被災状況調査及び無人航空機により撮影した情報の提供
多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定	東京都下水道局・多摩地域30市町村・公益財団法人東京都都市づくり公社・下水道メンテナンス協同組合	平成30年10月29日	下水道導管路施設が被災した際の復旧支援
災害時における被災者支援に関する協定	東京都行政書士会府中支部	平成31年1月25日	災害時において、被災者支援のための行政書士業務相談
災害時における協力体制に関する協定	株式会社K・P・Gステーションホテルちやぼ	平成31年4月1日	災害時に被災した妊産婦等の安全確保のための避難場所の提供
災害時における施設の提供及び物資の供給に関する協定	イトナ株式会社 イトマーケット株式会社	令和元年12月12日	災害時において、一時的な避難場所として施設の提供及び物資の提供

協定名	協定先	締結年月日	内容
浸水時における緊急時避難協力施設としての一時使用に関する協定	DCM株式会社	令和2年3月30日	集中豪雨又は台風に伴う浸水が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する緊急時避難場所として施設の一部を提供
災害時における輸送業務に関する協定	日本リース株式会社	令和2年3月30日	災害時において避難者等の輸送に関する協力
災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定	高勝寺	令和2年4月1日	災害時における帰宅困難者への施設の提供
災害時における相互応援に関する協定	東京電力パワーグリッド株式会社多摩総支社	令和2年8月1日	自然災害に伴う停電が発生した場合、停電発生状況に関する情報共有や早期の電力復旧における相互応援
災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定	医療法人社団慶成会 よみうりランド慶友病院	令和2年8月1日	災害時における帰宅困難者への施設及び輸送に必要な人員、車両の提供
災害時における協力体制に関する協定	株式会社東横イン府中南武線南多摩駅前	令和2年8月1日	大規模災害時、避難が中長期にわたる場合における高齢者等要配慮者への避難場所の提供及び帰宅困難者への施設の提供
多摩川衛生組合と構成市における一般廃棄物処理に係る支援協定	多摩川衛生組合	令和2年11月1日	災害時等の一般廃棄物処理に係る支援の実施
災害時における燃料等の供給に関する協定	有限会社川正治商店	令和3年4月1日	災害時における燃料及び資機材の供給
災害時における燃料等の供給に関する協定	有限会社松本燃料店	令和3年4月1日	災害時における燃料及び資機材の供給
指定緊急避難場所施設利用に関する協定	東京都立若葉総合高等学校	令和3年4月1日	大規模災害発生時における指定緊急避難場所としての施設の提供
災害時における支援の協力に関する協定	株式会社ジェイコム湘南・神奈川町田・川崎局	令和3年6月1日	大規模災害時における人員及び車両等の提供
災害時における支援の協力に関する協定	OpenStreet 株式会社	令和4年4月1日	大規模災害時における電動アシスト自転車及び積載バッテリー等の提供
災害時における支援の協力に関する協定	ヤマト運輸株式会社	令和4年6月23日	大規模災害時における人員、車両の提供及び物資の搬送等
災害時における支援の協力に関する協定	佐川急便株式会社	令和4年9月14日	大規模災害時における支援物資の受入れや管理、物資搬送に必要な人員、車両及び施設の提供
災害時における介護サービスの提供等に関する協定	株式会社ペーアウェル多摩川 介護付有料老人ホームペーアウェル多摩川	令和4年10月25日	大規模災害時における避難所での身体介護等の介護サービス

協定名	協定先	締結年月日	内容
			ビスの提供、避難所への福祉用具等物資の提供
災害時における介護サービスの提供等に関する協定	株式会社あじさいケア	令和4年10月25日	大規模災害時における避難所での入浴介護等の介護サービスの提供
災害時における給電車両貸与等に関する協定	S&D 多摩ホールディングス株式会社 トヨタ S&D 西東京株式会社	令和5年2月20日	大規模災害時に、市内で大規模停電等の電力不足における、電力供給が可能な給電車両等の提供
災害時における物資の供給に関する協定	株式会社アイスパラザエディンパニー	令和5年3月20日	災害時における食糧品及び生活必需品の供給
災害時における障害福祉サービス等の提供等に関する協定	生活クラブ生活協同組合 生活クラブあのお家	令和5年12月27日	災害時における障害福祉サービス又は障害児通所支援の利用者への安否確認、障害福祉サービス等の提供等
災害時における給電車両貸与等に関する協定	日産東京販売株式会社 日産自動車株式会社	令和6年3月21日	大規模災害時に、市内で大規模停電等の電力不足における、電力供給が可能な給電車両等の提供
災害時における障害福祉サービス等の提供等に関する協定	学校法人子どもの森 発達支援 SmileOn	令和6年4月1日	災害時における障害福祉サービス又は障害児通所支援の利用者への安否確認、障害福祉サービス等の提供等
災害時における障害福祉サービス等の提供等に関する協定	学校法人東京青葉学院パーク稲城オレンジ	令和6年5月30日	災害時における障害福祉サービス又は障害児通所支援の利用者への安否確認、障害福祉サービス等の提供等
災害時における特別法律相談に関する協定	東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会 各弁護士会多摩支部	令和6年7月9日	災害発生時に市が行う特別法律相談への弁護士の派遣

3 防災関連資料

3-1 避難施設

【地震時の避難場所・避難所】

地区	番号	名称	所在地	指定緊急避難場所	指定避難所
矢野口	1	第二文化センター	矢野口 1780 番地	—	●
	2	松葉集会所	矢野口 1892 番地	—	●
	3	稲城第七小学校	矢野口 1901 番地の 2	●	●
	4	矢野口コミュニティー防災センター	矢野口 2271 番地の 1	—	●
	5	稲城第三中学校	矢野口 3043 番地	●	●
	6	公益社団法人九段盡性園	矢野口 3750 番地の 11	●	●
	7	南山小学校	矢野口 3635 番地	●	●
東長沼	8	第四文化センター	東長沼 271 番地	—	●
	9	稲城第一小学校	東長沼 956 番地	●	●
	10	吉方公園	東長沼 1728 番地	●	—
	11	中央文化センター	東長沼 2111 番地	—	●
	12	北緑地公園	東長沼 2996 番地	●	—
大丸	13	稲城第三小学校	大丸 100 番地	●	●
	14	大丸地区会館	大丸 251 番地	—	●
	15	大丸公園	大丸 1097 番地	●	—
	16	稲城第六小学校	大丸 2110 番地	●	●
	17	大丸第二公園	大丸 2167 番地の 2	●	—
百村	18	稲城第一中学校	百村 23 番地	●	●
	19	百村コミュニティー防災センター	百村 2017 番地	—	●
坂浜	20	稲城第二小学校	坂浜 590 番地	●	●
	21	稲城第二中学校	坂浜五丁目 1 番地の 1	●	●
	22	坂浜コミュニティー防災センター	坂浜 974 番地	—	●
	23	都立若葉総合高校グラウンド	坂浜 1434 番地の 3	●	—
平尾	24	複合施設ふれんど平尾	平尾一丁目 9 番地の 1	●	●
	25	第三文化センター	平尾一丁目 20 番地の 5	—	●
	26	平尾小学校	平尾三丁目 1 番地の 3	●	●
	27	平尾近隣公園	平尾三丁目 7 番地の 20	●	—
押立	28	稲城第四小学校	押立 1250 番地	●	●
	29	稲城第四中学校	押立 1768 番地	●	●
	30	押立ふれあい会館	押立 663 番地	—	●
向陽台	31	稲城第五中学校	向陽台三丁目 1 番地の 1	●	●
	32	向陽台小学校	向陽台三丁目 2 番地	●	●
	33	稲城中央公園野球場	向陽台四丁目 1 番地の 1	●	—
	34	城山公園	向陽台四丁目 6 番地	●	—

地区	番号	名称	所在地	指定緊急避難場所	指定避難所
	35	城山文化センター	向陽台六丁目 7 番地	—	●
	36	城山小学校	向陽台六丁目 17 番地	●	●
長峰	37	稲城市総合体育館	長峰 1 丁目 1 番地	—	●
	38	稲城中央公園総合グラウンド	長峰 1 丁目 1 番地	●	—
	39	長峰小学校	長峰二丁目 8 番地	●	●
	40	長峰コミュニティー防災センター	長峰二丁目 31 番地の 1	—	●
若葉台	41	若葉台公園	若葉台一丁目 19 番地の 1	●	—
	42	稲城第六中学校	若葉台三丁目 11 番地	●	●
	43	若葉台小学校	若葉台四丁目 5 番地	●	●

【風水害・土砂災害時の避難施設】

地区	番号	名称	所在地
矢野口	1	稲城第三中学校	矢野口 3043 番地
	2	南山小学校	矢野口 3635 番地
東長沼	3	中央文化センター	東長沼 2111 番地
百村	4	稲城第一中学校	百村 23 番地
	5	百村コミュニティー防災センター	百村 2017 番地
坂浜	6	稲城第二小学校	坂浜 590 番地
	7	稲城第二中学校	坂浜五丁目 1 番地の 1
	8	坂浜コミュニティー防災センター	坂浜 974 番地
平尾	9	複合施設ふれんど平尾	平尾一丁目 9 番地の 1
	10	第三文化センター	平尾一丁目 20 番地の 5
	11	平尾小学校	平尾三丁目 1 番地の 3
向陽台	12	稲城第五中学校	向陽台三丁目 1 番地の 1
	13	向陽台小学校	向陽台三丁目 2 番地
	14	城山文化センター	向陽台六丁目 7 番地
	15	城山小学校	向陽台六丁目 17 番地
長峰	16	稲城市総合体育館	長峰一丁目 1 番地
	17	長峰小学校	長峰二丁目 8 番地
	18	長峰コミュニティー防災センター	長峰二丁目 31 番地の 1
若葉台	19	稲城第六中学校	若葉台三丁目 11 番地
	20	若葉台小学校	若葉台四丁目 5 番地

【福祉避難所】

地区	番号	名称	所在地
矢野口	1	矢野口正吉苑	矢野口 1840 番地の 3
	2	ケアハウスハーモニー松葉	矢野口 1806 番地
	3	中島ゆうし保育園	矢野口 256 番地
東長沼	4	本郷ゆうし保育園	東長沼 2115 番地の 2
大丸	5	大丸ゆうし保育園	大丸 82 番地の 4
百村	6	いなぎ苑	百村 255 番地
平尾	7	ひらお苑	平尾二丁目 49 番地の 20
	8	いなぎ正吉苑	平尾四丁目 16 番地の 1
	9	第五保育園	平尾四丁目 45 番地の 2
若葉台	10	デンマークイン若葉台	若葉台三丁目 7 番地の 1
	11	稲城台病院	若葉台三丁目 7 番地の 1
	12	パサージュいなぎ	若葉台四丁目 32 番地の 3
	13	RUE 若葉台	若葉台四丁目 32 番地の 2

3-2 危険区域内（浸水想定区域・土砂災害警戒区域）の要配慮者利用施設

【浸水想定区域】

No.	種別	施設名	所在地
1	学校・学童等	1 稲城市立稲城第一小学校	東長沼 956 番地
2		2 稲城市立稲城第三小学校	大丸 100
3		3 稲城市立稲城第四小学校	押立 1250 番地
4		4 稲城市立稲城第六小学校	大丸 2110 番地
5		5 稲城市立稲城第七小学校	矢野口 1901-2
6		6 稲城市立稲城第四中学校	押立 1768 番地
7		7 第一小学校 放課後子ども教室	東長沼 956 番地
8		8 第三小学校 放課後子ども教室	大丸 100 番地
9		9 第四小学校 放課後子ども教室	押立 1250 番地
10		10 第六小学校 放課後子ども教室	大丸 2110 番地
11		11 第七小学校 放課後子ども教室	矢野口 1901-2
12		12 第四児童館	東長沼 271 番地
13		13 第四文化センター 学童クラブ	東長沼 271 番地
14		14 第四小学校 学童クラブ	押立 1250 番地
15		15 第六小学校 学童クラブ	大丸 2110
16		16 第二児童館	矢野口 1780 番地
17		17 第二文化センター 学童クラブ	矢野口 1780 番地
18		18 第一小学校 学童クラブ	東長沼 956 番地
19		19 学童クラブ 子どもの森	矢野口 1761 番地
20		20 学童クラブ 矢野口こどもクラブ	矢野口 853-1 ハイブリッジ 1 階
21	幼稚園 保育園等	1 青葉幼稚園	矢野口 645 番地
22		2 私立コマクサ幼稚園	大丸 68 - 1
23		3 梨花幼稚園	押立 392
24		4 矢の口幼稚園	矢野口 1753 番地
25		5 社会福祉法人 東保育会 大丸ゆうし保育園	大丸 82-4
26		6 社会福祉法人 東保育会 中島ゆうし保育園	矢野口 256 番地
27		7 社会福祉法人 東保育会 松葉保育園	矢野口 2065 番地
28		8 稲城雲母保育園	大丸 1025-3
29		9 しいのみ保育園	矢野口 277-11
30		10 保育ルームフェリーチェ 稲城長沼	東長沼 566- 1
31		11 上高巨美 家庭的保育事業所（保育ママ）	矢野口 620 番地 201
32		12 上高有基 家庭的保育事業所（保育ママ）	矢野口 620 番地 203
33		13 稲城矢野口雲母保育園	矢野口 1075-1
34		14 いなぎのぞみ保育園	大丸 593-14
35		15 子どもの森チャイルドケアセンター	矢野口 1760 番地
36		16 子どもの森チャイルドケアセンターぷらす	矢野口 2240 番地

No.	種別	施設名	所在地
37	障害者支援施設 デイサービス	1 サロンデイ稲城	大丸 313-1 ビューアイランド 0S1 階
38		2 稲城ケアセンター そよ風	押立 1192-1
39		3 ヒューマンライフケア 稲城の湯	東長沼 1715-4 ローズウエスト 1 階
40		4 デイサービス柔・第二柔	東長沼 69-2 東長沼 68-2
41		5 コンパスウォーク	矢野口 944
42		6 稲城柔道接骨師会 デイサービス	東長沼 1174-7
43		7 特定非営利活動法人 わくわく	大丸 60-11 サンパレス
44		8 友遊クラブⅠ合	大丸 951-14
45		9 学校法人子どもの森 児童発達支援 Smile On	矢野口 2240-1 2 階
46		10 児童発達支援・放課後等デイサービス リアン稲城	東長沼 1037-1
47		11 ハウス・ウィン稲城	東長沼 1469-3
48		12 (株)ベネッセソシアス稲城センター	押立 1033-1
49		13 デイサービス尊厳	矢野口 313-7 三慶ビル 3 階
50	老人ホーム等	1 サービス付高齢者向け住宅 そんぼの家S 稲城長沼	東長沼 1124-1
51		2 サービス付高齢者向け住宅 そんぼの家 稲城矢野口	矢野口 1674-1
52		3 地域密着型複合施設 やのくち正吉苑	矢野口 1804-3
53		4 グループホーム ハウス梨里	矢野口 1276 番地
54		5 ペアウェル多摩川	東長沼 665
55		6 みんなの家・稲城長沼	東長沼 1713-8
56		7 ケアハウス・ハーモニー 松葉	矢野口 1806 番地
57		8 ニチイホーム稲城	東長沼 696
58		9 社会福祉法人正夢の会 RUE 矢野口	矢野口 1551-1
59		10 社会福祉法人正夢の会 RUE 東長沼	東長沼 42-1
60		11 社会福祉法人正夢の会 ラヴィいなぎ	東長沼 1559 番地

【土砂災害警戒区域】

No.	種別	施設名	所在地
1	社会	1 城山保育園南山	百村 1461-1
2	福祉	2 社会福祉法人平尾会 介護老人福祉施設 ひらお苑	平尾 2-49-20
3	施設	3 社会福祉法人正吉福祉会 いなぎ正吉苑	平尾 4-16-1
4	医療	1 稲城市立病院	大丸 1171 番地
5	施設	2 特定医療法人研精会 稲城台病院	若葉台 3-7-1

3-3 防災備蓄倉庫

地区	番号	施設名称	所在地	その他
矢野口	1	稲城第七小学校	矢野口 1901 番地	
	2	南山小学校	矢野口 3635 番地	
	3	稲城第三中学校	矢野口 3043 番地	
	4	矢野口防災倉庫	矢野口 2271 番地	
東長沼	5	稲城第一小学校	東長沼 956 番地	
	6	稲城市役所	東長沼 2111 番地	車庫棟倉庫
大丸	7	稲城第三小学校	大丸 100 番地	
	8	稲城第六小学校	大丸 2110 番地	
	9	大丸防災倉庫	大丸 546 番地の 4	
百村	10	稲城第一中学校	百村 23 番地	
	11	百村防災倉庫	百村 2017 番地	
坂浜	12	稲城第二小学校	坂浜 590 番地	
	13	稲城第二中学校	坂浜五丁目 1 番地の 1	
	14	坂浜防災倉庫	坂浜 974 番地	
平尾	15	平尾小学校	平尾三丁目 1 番地の 3	
	16	複合施設ふれんど平尾	平尾一丁目 9 番地の 1	コンテナ 2 基含む
	17	平尾防災倉庫	平尾二丁目 41 番地の 14	
押立	18	稲城第四小学校	押立 1250 番地	
	19	稲城第四中学校	押立 1768 番地	
	20	押立防災倉庫	押立 825 番地の 2	
向陽台	21	城山小学校	向陽台六丁目 17 番地	
	22	稲城第五中学校	向陽台三丁目 1 番地の 1	
	23	向陽台小学校	向陽台三丁目 2 番地	
長峰	24	長峰小学校	長峰二丁目 8 番地	
	25	長峰防災倉庫	長峰二丁目 31 番地の 1	
	26	稲城長峰スポーツ広場	長峰三丁目 10 番地の 1	
	27	稲城中央公園	長峰一丁目 1 番地	コンテナ 2 基
	28	稲城市総合体育館	長峰一丁目 1 番地	
若葉台	29	稲城第六中学校	若葉台三丁目 11 番地	
	30	若葉台公園防災倉庫	若葉台一丁目 19 番地の 1	
	31	若葉台小学校	若葉台四丁目 5 番地	

3-4 各施設の備蓄燃料

施設名	使用目的	種別	容量	使用量換算
市役所	自家発電設備	軽油	390ℓ	52ℓ/h 7.5時間
消防署 ※（上平尾消防出張所）	自家発電設備 消防ポンプ車・救助車・はしご車	軽油	3,000ℓ	560ℓ/月
			※5,000ℓ	
	救急車・庁用車等・資機材	ガソリン	6,000ℓ	1,400ℓ/月
			※10,000ℓ	
市立病院	自家発電設備	軽油	25,500ℓ 40,000ℓ	7,200ℓ/日
学校給食共同調理場第一調理場	ボイラー	軽油	950ℓ	—
中央文化センター	ボイラー	灯油	6,000ℓ	—

3-5 仮設住宅建設予定地

番号	予定地	面積	棟数
1	稲城中央公園総合グラウンド	約 17,590 m ²	約 158 棟
2	稲城中央公園総合グラウンド周辺路上・緑地	約 2,190 m ²	約 20 棟
3	稲城中央公園（稲城中央公園野球場含む）	約 12,310 m ²	約 166 棟
4	若葉台公園（テニスコート含む）	約 9,380 m ²	約 115 棟
5	城山公園（テニスコート含む）	約 5,480 m ²	約 53 棟
6	大丸公園（テニスコート含む）	約 3,830 m ²	約 30 棟
7	北緑地公園（テニスコート含む）	約 11,700 m ²	約 127 棟
8	平尾近隣公園	約 4,110 m ²	約 48 棟
	合計		約 717 棟

※避難場所としての活用を踏まえ、建設順位を決定する。

また、学校等の早期復旧を踏まえ、学校は除く。

3-6 警報・注意報発表基準一覧

令和6年5月23日現在

府県予報区：東京都			
一次細分区域：東京地方			
市町村等をまとめた地域：多摩南部			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 21
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 136
	洪水	流域雨量指数基準	三沢川流域=10.3
		複合基準※	—
		指定河川洪水予報による基準	多摩川 [石原]
	暴風	平均風速	25m/s
	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	16
		土壌雨量指数基準	97
	洪水	流域雨量指数基準	三沢川流域=5.5
		複合基準※	三沢川流域= (8、5.5)、多摩川流域 (8、56.5)
		指定河川洪水予報による基準	多摩川 [石原]
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 25%で実効湿度 50%	
	なだれ		
	低温	夏期：平年より 5℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くとき 冬期：-7℃以下、多摩西部は-9℃以下	
	霜	晩霜期 最低気温 2℃以下	
	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

3-7 多摩川重要水防箇所（稲城市の区間）

令和6年度

番号	種別	階級	岸別	地先名	料杭位置 (km)	延長 (m)	重要な理由	想定される水 防工法
1	工作物	B	右	大丸	31.8k+136m	1箇所	計算水位と現況堤防 高の差が余裕高未満	—
2	旧川跡	要	右	大丸	31.2k+120m～ 31.2k+10m	110.9	旧川跡	釜段工法
3	水衝部	B	右	押立	29.8k+100m～ 29.8k+47m	57.5	堤防前面の洗堀のお それがある箇所	木流し
4	水衝部 旧川跡	B 要	右	押立	29.8k+47m～ 29.8k+40m	7.6	堤防前面の洗堀のお それがある箇所 旧川跡	木流し 釜段工法
5	旧川跡	要	右	押立	29.8k+40m～ 29.8k+25m	15.6	旧川跡	釜段工法
6	越水(溢水) 旧川跡	B 要	右	押立	29.8k+25m～ 29.6k+147m	78.9m	計算水位と現況堤防 高の差が余裕高未満 旧川跡	積土のう 釜段工法
7	越水(溢水)	B	右	押立	29.6k+147m～ 29.4k+87m	254.1	計算水位と現況堤防 高の差が余裕高未満	積土のう
8	越水(溢水) 旧川跡	B 要	右	押立	29.4k+87m～ 29.4k+37m	49.9	計算水位と現況堤防 高の差が余裕高未満 旧川跡	積土のう 釜段工法
9	越水(溢水)	B	右	押立	29.4k+37m～ 29.4k+25m	12.0	計算水位と現況堤防 高の差が余裕高未満	積土のう
10	旧川跡	要	右	押立	28.2k+70m～ 28.0k+184m	86.0	旧川跡	釜段工法
11	工作物	B	右	矢野口	27.8k+179m	1箇所	計算水位と桁下高の 差が余裕高未満(多摩 川原橋)	—
12	旧川跡	要	右	矢野口	27.8k+94m～ 27.8k+25m	69.2	旧川跡	釜段工法

※A：水防上最も重要な区間

B：水防上重要な区間

要：要注意区間

3-8 災害救助法による救助の内容等

(東京都災害救助法施行細則(令和6年10月17日)による。)

種類	対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期間
避難所の設置	1 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。 2 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	一 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし一人一日当たり350円とする。 二 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)(又はその他適切な方法により供与するものとする。	1 建設型仮設住宅 (1) 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することを可能とする。 (2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,883,000円以内とする。 (3) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 (4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できる。 (5) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 2 賃貸型応急住宅 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて前号(二)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。	1 建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。 2 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。 3 建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限内とする。
炊き出しその他の食品の供与	1 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。 2 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。	炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり1,330円以内とする。	炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

種類	対象及び方法	費用の種類及び限度額等							期間
飲料水の供給	現飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。							飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 (1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料	区分 単位百円		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す ごとに加算
		全壊・全 焼・流失	夏	198	254	377	450	570	83
			冬	328	424	590	690	870	120
		半壊・半 焼・床上 浸水	夏	65	87	130	159	200	28
			冬	104	136	194	230	290	38
医療	1 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。 2 医療は救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師法に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができる。 3 医療は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護	医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。							医療を実施できる期間は、災害の発生の日から14日以内とする。
助産	1 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。 2 助産は次の範囲内において行うものとする。 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。							助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行うものとする。	被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。							被災者の救出期間は、災害発生の日から3日以内とする。

種類		対象及び方法	費用の種類及び限度額等	期間
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり 51,500 円以内とする。	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。 1 災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1 世帯当たり次の額以内とする。 1 二に掲げる世帯以外の世帯 717,000 円 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000 円	日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から 3 月以内に完了するものとする。
学用品の給与		1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。))に対して行うものとする。 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目以内において現物をもって行うものとする。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品	学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 1 教科書代 (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童一人につき 5,200 円 中学校生徒一人につき 5,500 円 高等学校等生徒一人につき 6,000 円	学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については、15 日以内とする。
埋葬		1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。 2 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。 (1) 棺(附属品を含む。) (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (3) 骨つぼ及び骨箱	埋葬のため支出できる費用は、1 体当たり、大人 226,100 円以内、小人 180,800 円以内とする。	埋葬を実施できる期間は、災害の発生の日から 10 日以内とする。
死体の搜索		死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の搜索のため、支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の搜索の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

種類	対象及び方法		費用の種類及び限度額等	期間
死体の処理	1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。 2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 3 検案は、原則として救護班によって行うものとする。		死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1 体当たり 3,600 円以内の額とする。 2 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は一体当たり 5,700 円以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。 3 検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。	死体の処理の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。		障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、区市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が 140,000 円以内の額とする。	障害物の除去の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出は、次に掲げる事項に対して行うものとする。 (1) 被災者の避難に係る支援 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の搜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分		救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。
	範 囲	費用の限度額(1人1日当たり)		期間
実費弁償	災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	医師 22,200 円以内、歯科医師 21,300 円以内、薬剤師等 18,400 円以内、保健師・助産師・看護師 17,300 円以内、準看護師 14,200 円以内、診療放射線技師等 15,300 円以内、歯科衛生士 14,900 円以内、救急救命士 17,700 円以内、土木技術・建築技術者 16,600 円以内、大工 28,800 円以内、左官 30,800 円以内、とび職 31,200 円以内		救助の実施が認められる期間以内

3-9 被害程度の認定基準

(災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和6年5月）等による。)

項目		被害程度の認定基準
人 的 被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家 被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	住家全壊（全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければならない当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければならない当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないものである。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものである。
非住 家被 害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものである。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。

	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたものののみを記入する。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったもの。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑の流失、埋没	田の例に準じて取り扱う。
	畑の冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上没水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	罹災者	罹災世帯の構成員。
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。
	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。	

公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入する。	